

Noritake

ノリタケ株式会社
コンプライアンス委員会事務局

ノリタケグループ

企業倫理綱領

Noritake

UD
FONT
by MORISAWA



環境に配慮した植物油
インキを使用しています。

2024年9月

はじめに

ノリタケ株式会社は、2024年1月1日に創立120周年を迎えました。創立の中心的存在であった森村市左衛門は、「我力社ノ精神」において、「事業を通じて社会に貢献する」ために当社を創立したことを明らかにし、事業に取り組む心構えについて記しました。ここに示された経営理念と人や社会と誠実に向き合う姿勢は、社是「良品、輸出、共栄」に引き継がれ、今日に続くノリタケグループの発展を支えてきました。

「ノリタケグループ企業倫理綱領」は、ノリタケグループが、将来にわたり高い志と誠実さをもって事業を継続していくために、「我力社ノ精神」を源として、グループに属するすべての会社と役員、従業員が遵守すべき普遍的な規範や、経営や業務を行う上で常に意識すべき基本原則を示したものです。私たちが現代社会において“良識ある行動”を維持するための指針であり、ノリタケグループがコンプライアンスを推進する上での最上位規範となりますので、会社、職場、個人の

それぞれで、しっかりと内容を理解し実践していただきたいと思えます。

世界的な気候変動や環境、人権等の問題を背景として、地球や社会は様々な課題を抱えています。その中でノリタケグループは、事業を通じて「地球を元気に」「社会を便利に」「人と社会を幸福に」することを目指して課題の解決に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献していこうとしています。この倫理綱領を遵守して事業を推進することで、ノリタケグループが社会的責任を全うし、社会から信頼される企業集団として、未来永劫必要とされる存在であり続けられるよう、ここに「ノリタケグループ企業倫理綱領 2024年度改定版(第5版)」を発行します。

2024年9月1日

代表取締役社長

東山 明

「我力社ノ精神」

一・海外貿易ハ四海兄弟人權拡張共同幸福ヲ得テ永ク世界ノ
平和ヲ保チ国家富強ノ元ヲ開キ将来国家ニ志ス者ノ執ル
ベキ事業ト決心シ創立シタル社中也

一・私利ヲ不樂一身ヲ犠牲トシ後世国民ノ發達スルヲ樂ト
スルヲ目的トス

一・至誠ヲ心トシ信実ヲ旨トシ約束ヲ違ヘサル事

一・ウソヲツカヅ慢心イカリ驕リ怠り私欲ヲ慎ム事

一・身ヲケガスナカレ朋友ハ肉身ヨリ大切ナリ和合共力スル
時ハ其功德金錢杯ノ及フ所ニアラス終生ノ神靈ナリ

一・天ノ道ヲ信スヘシ天ハ人ノ為ニ万物ヲ經營シ寸時モ休ム
事ナシ

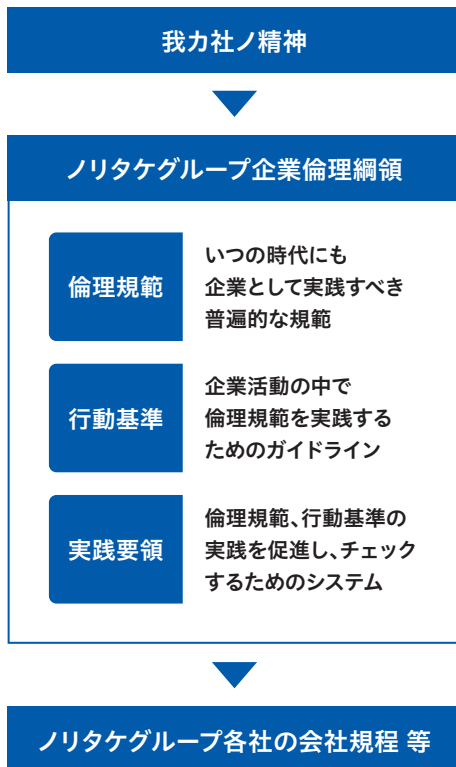
右ノ條々ヲ鉄石心ヲ以勇氣昇天ノ如ク確守スベシ
修養シテ怠ラサレハ心神ノ至誠天ニ通スベシ

「企業倫理綱領」の構成

「ノリタケグループ企業倫理綱領」(以下、「企業倫理綱領」という。)は、ノリタケグループが企業活動を行っていく上で、ノリタケグループ各社および全役員・全従業員が遵守すべき普遍的な事項を定める「倫理規範」と、「倫理規範」を日常業務の中で具体化していくための「行動基準」、さらにこの「倫理規範」「行動基準」を実践し、遵守状況をチェックする体制を構築するための「実施要領」からなり、ノリタケグループ各社が個別に定める「会社規程集」などの各種規程の規範原理となるものとします。

これらの内容について、ノリタケグループの一人ひとりが十分に理解し、実践できるよう、ノリタケグループ全体への周知徹底を図ります。

「企業倫理綱領」の位置付け



本規範は、ノリタケグループが企業活動を行っていく上で、ノリタケグループ各社および全役員・全従業員が遵守し、実践すべき普遍的な規範を定めるものです。

一．社是「良品、輸出、共栄」の実践

社是である「良品、輸出、共栄」に従い、お客様に満足していただける良い製品、良いサービスを安全性と環境に十分配慮して開発し、世界中に提供することにより、お客様とともに成長し、広く社会に貢献する良き企業市民となります。

一．法令・社会規範の遵守

法令や社会規範を遵守し、公正・透明・自由な競争を展開し、良識ある企業活動を行います。また、健全な企業活動を阻害する反社会的勢力および団体などとは、一切接触しません。

一．人権の尊重

すべての人々の人権を尊重し、お客様や従業員のほか、ノリタケグループの事業活動によって影響を受けるすべての人々の尊厳が守られるよう取り組み続けます。

一．地球環境の保全と、ゆたかで住みやすい地域社会への貢献

限りある地球資源を有効に活用し、その悪化が危惧される地球環境の保全に努力するとともに、ゆたかで住みやすい地域社会の実現に貢献します。

一．株主・お客様・地域社会などへの情報開示

株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ適切に開示します。

行動基準

本基準は、ノリタケグループ各社および全役員・全従業員が遵守すべき普遍的な規範を、日々の企業活動の中で具体化できるよう、特に重要な事項について定めるものです。

1. 事業活動について

(1) 公正で自由な競争について

市場での競争は製品の持つ特性・性能やサービスの優位性だけでなく、お客様の要望的確な把握、製品・サービス提供後のアフターサービスの充実などから生まれるお客様からの信頼に基づくものであることを理解し、競合他社との間での製品の価格・供給量の協定など公正で自由な競争を制限する行為や、そのような行為に該当すると疑義を招く行為を一切行いません。

(2) 製品の安全性について

お客様の立場に立って、安全で安心な製品とサービスを提供します。開発・設計・調達・製造・販売・物流の各段階において安全性に十分配慮するとともに、法令や公的なガイドラインを遵守し、これらが設けられていない場合には、各部門に

において実態に即した自主基準を作成し、これを遵守します。また、分かりやすい表示や取扱説明書などを提供し、使用から廃棄に至るまでに発生する事故の未然防止に努めます。

(3) 被害拡大の防止およびトラブルの再発防止について

万一、提供した製品・サービスに関する事故・トラブルが生じた場合には、その情報を速やかに開示してお客様に伝えるとともに、被害の拡大を最小限に止めるため、迅速かつ適切に対応します。また、その事故・トラブルの原因究明を徹底的に行い、再発防止に努めます。

(4) 取引先等との健全な関係維持について

① 販売先との関係

販売先への接待・贈答については、社会的常識および商慣習を勘案した上で、これを行います。但し、公正で自由な取引に影響を及ぼすと考えられる場合にはこれを行いません。

② 購買先との関係

購買先を選定する場合には、その取引にかかわる諸条件や、環境や人権への取組状況等を「公正かつ公平」に評価した上で、最適な購買先を選定します。

購買先の選定および取引にあたり、優越的な地位を濫用して、当該購買先に不利益を及ぼしたり利益や便宜の供与を要求することをせず、購買先からの接待・贈答については、すべて所属長に報告し、社会的常識外のものとは時期を逸せず辞退・返却します。また、購買先が下請事業者に該当する場合には、下請法を遵守します。

③公務員等との関係

国内外の公務員等に対しては、各国・各地域の法令、規則に則るとともに、社会的常識に従い、その範囲を超えた利益や便宜の供与を行いません。

(5) 関連諸法令の遵守について

独占禁止法や下請法、外為法などの諸法令を遵守し、公正で健全な事業活動を行います。

(6) 知的財産の保護について

特許権・実用新案権・意匠権・商標権などの産業財産権や著作権など法令で認められているもののほか、企業が秘密として一般には公開していないノウハウ、技術・営業上の企業秘密を含んだ知的財産の創造と保護に全力を尽くすとともに、他者の知的財産を侵害しないよう十分に注意を払います。

2. 従業員との関係について

(1) 人権の尊重について

ノリタケグループは、すべての従業員の権利を尊重し、年齢・性別・出身・国籍・人種・障がいの有無・宗教・支持政党・信条・社会的身分・性的指向・性自認等を理由とした不当な差別はもちろんのこと、事業活動において強制労働・児童労働を決して行いません。また、従業員の個人データの慎重な取扱などプライバシーの保護に努めます。

(2) 健康的で安全かつ衛生的な職場環境の確保について

ノリタケグループは、健康的で安全かつ衛生的な職場環境を保つため、職場環境に係る諸法令を遵守するだけでなく、積極的な安全衛生活動に取り組みます。また、ハラスメントや他の従業員に対する誹謗中傷など職場環境を不快にする行為は許しません。

(3) 労働条件に関することについて

ノリタケグループは、各国・各地域における最低賃金・労働時間・その他労働条件に関する法令や規則を遵守し、従業員が労働組合に加入すること等の権利を尊重します。

3. 社会との関係について

(1) 地球環境の維持・保全について

地球環境を守るため、環境への影響の少ないクリーンな生産工程を構築し、環境への負荷が小さいグリーンな製品を目指すことにより、人と地球に優しい製品とサービスを社会に提供します。事業活動・製品が環境に与える影響を認識し、環境保全が効果的に実行されるマネジメントシステムを確立し維持するとともに、環境に配慮した原材料、資材の使用および環境に優しい製品ならびに新技術の開発・導入に積極的に取り組み、継続的な環境改善に努めます。

(2) 寄附行為・政治活動・宗教活動について

① 寄附行為について

寄附行為をするにあたっては、社会貢献活動の一環として、その必要性・妥当性を十分に考慮し、会社規程に従ってこれを行います。

② 政治活動について

ノリタケグループは、政治活動について不偏不党の立場を堅持します。ノリタケグループの全役員・全従業員に対しては個人としての政治活動の自由を保証しますが、役員および従業員がノリタケグループの名に於いて、または会社組織を利用した政治活動・選挙活動を行うなど、ノリタケグループを代表してあるいは代表すると誤解を招くような政治活動・選挙活動はこれを認めません。

③ 宗教活動について

ノリタケグループは、宗教活動について政治活動と同様に中立の立場を堅持します。また、ノリタケグループの全役員・全従業員に対しては個人としての宗教活動の自由を保証しますが、役員および従業員がノリタケグループの名に於いて、または会社組織を利用した宗教活動を行うなど、ノリタケグループを代表してあるいは代表すると誤解を招くような宗教活動はこれを認めません。

(3) 反社会的勢力との絶縁について

ノリタケグループは、社会秩序や健全な企業活動を阻害する恐れのある、あらゆる個人・団体とのかかわりを一切持ちません。特に、ノリタケグループの全役員は、このような個人・団体に対しては毅然たる態度をもって接することとします。また、このような個人・団体が様々なきっかけを作ってかかわりを持ってきたり、金銭等の財産を要求してきた場合には、組織的な対応をとり、不当な要求を決して受け入れず、これを排除します。

(4) 企業情報の開示について

ノリタケグループは、法令上または契約上秘密保持義務を負っている事項および企業内の秘密事項を除き、株主等の投資家・取引先・地域社会等が必要とする情報について、適切な時期および方法により正確な情報開示を行います。

企業倫理綱領の実施は、従業員一人ひとりが日常業務を遂行するなかで、疑問点・問題点を職場の上司と話し合い、改善していくことの積み重ねが基本となります。上司は、話し合いを通じて問題の本質を明確にし、解決していかなければなりません。また、上司に相談することができない問題や不正について、従業員が直接相談・通報できる窓口を設けています。

1. 組織および責任体制

- (1) 企業倫理綱領は、ノリタケ株式会社のコンプライアンス委員会がこれを主管します。
- (2) 企業倫理綱領の制定・廃止および重要な改定は、ノリタケ株式会社の経営会議において審議し、取締役会がこれを決定します。
- (3) ノリタケ株式会社のコンプライアンス委員会は、企業倫理綱領に基づきノリタケグループのコンプライアンス違反に関する具体的な予防対策の実施とその継続的な遵守体制の強化のための活動を決定・推進し、コンプライアンス委員会事務局がその事務を取り扱います。

実施要領

- (4) ノリタケ株式会社の役員は、企業倫理管理責任者として、各担当組織に対して企業倫理綱領の周知徹底を図るとともに、厳格に運用される監督責任を持ちます。また、問題が発生した場合は、率先して是正・解決を図るとともに、ノリタケ株式会社のコンプライアンス委員会にその事実を報告します。
- (5) ノリタケ株式会社の各部門およびノリタケグループ各社に、企業倫理管理責任者を補佐してコンプライアンス活動を展開する推進役としてコンプライアンス担当者を設置します。

2. 実施および運用

- (1) 「企業倫理綱領」をノリタケグループの全役員・全従業員に配布します。また、ノリタケ株式会社のホームページを通じて、広く社会へ公表します。
- (2) 企業倫理綱領の周知と理解を徹底するため、継続的に研修を実施します。また、関連する諸法令についても遵守を確実にするため、個別の研修を実施します。

- (3) ノリタケグループの従業員が上司や所属する組織の中で相談・通報できない問題に対応するため、ノリタケ株式会社内と社外に相談・通報窓口を設置します。従業員はこれらの窓口にて直接相談・通報したことにより何ら不利益を受けることはありません。
- (4) コンプライアンス委員会が必要と判断した問題については、経営会議に報告します。

3. 違反者に対する措置

従業員が企業倫理綱領に違反した場合は、就業規則や会社規程に基づき処分や指導を行います。また、役員が違反した場合は、その職責の重大性に鑑み、ノリタケ株式会社の経営会議の審議を経て、取締役会において処分を決定します。

実施要領

4. 本綱領内の内容に関する問い合わせ先

企業倫理綱領に記載されている内容に関連する法令、会社規程などについての問い合わせや相談には、ノリタケ株式会社の次の各部門が対応します。

独占禁止法(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)について	総務部・法務部
下請法(下請代金支払遅延等防止法)について	総務部
製造物責任法について	総務部・法務部
国家公務員倫理法・国家公務員倫理規程について	総務部
政治資金規正法・公職選挙法について	総務部
無償の利益供与について	総務部
労働基準法について	人事部
外為法(外国為替及び外国貿易法)・輸出管理規程について	法務部
インサイダー取引(金融商品取引法)について	法務部
情報管理について	総務部・情報企画室
機密情報・個人情報の保護について	総務部
購買業務について	総務部
知的財産について	知財企画部
人権・ハラスメントについて	人事部
安全衛生について	人事部・生産技術センター
地球環境保全について	生産技術センター

前記の他、企業倫理綱領の各規定に関する問合せ窓口はコンプライアンス委員会事務局とします。

